岡崎信用金庫　行動計画

職員の仕事と子育ての両立、すべての職員がその能力を十分に発揮できるよう雇用環境の整備を行うとともに、地域の次世代育成対策に貢献するため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間

2025 年 4 月 1 日 から 2028 年 3 月 31 日 までの 3 年間

２．内　　容

目 標①：計画期間内に取得した男性職員の（出生時）育児休業等取得日数平均を 14 日以上とする。

＜対策＞

2025 年 4 月～

● 両立支援規程の内容、及び育児休業法改正の内容を周知する。

2026 年 4 月～

● 育児休業取得者、短時間勤務制度利用者及び周囲の職員に対する環境の整備を行う。
● 管理職向けの継続的な情報提供や研修を実施する。

目 標②：月平均の法定時間外労働が 60 時間以上の職員を出さない。

＜対策＞

2025 年 4 月～

● 「ノー残業デー」の再周知、徹底を行う。

2026 年 4 月～

● 勤務状況の的確な把握を行い、時間外労働が多い部署に対し、注意喚起を行う。
● ワークライフバランスの観点から、安易に超過勤務が行われないよう、意識啓発等取組を行う。

以上